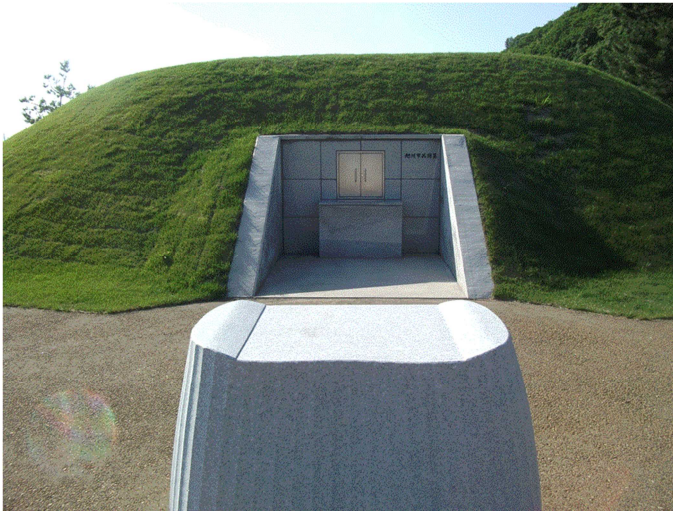


旭川市共同墓の手続



納骨口・献花台



モニュメント

1 所在地

旭川市東旭川町倉沼62番地33（旭川聖苑（火葬場）敷地内）

2 使用できる方

亡くなった方の親族などで、次のいずれかに該当する方

- (1) 現在、旭川市又は近隣8町に住所が有る方
- (2) 生前において旭川市又は近隣8町に住所を有したことがある方の焼骨等を収蔵しようとする方
- (3) 旭川市営墓地使用者であって当該墓地に埋蔵されている焼骨等を共同墓に改葬の上、当該墓地を返還する方

近隣8町 ～ 鷹栖町，東神楽町，当麻町，比布町，
愛別町，上川町，東川町，美瑛町

3 使用料

使用許可申請者	亡くなった方	使用料（1体につき）
旭川市民		26,000円
近隣8町民	旭川市民	26,000円
	旭川市民以外	39,000円
旭川市民及び近隣8町民以外	旭川市民	26,000円
	近隣8町民	39,000円
市営墓地を返還する方		26,000円

※納入後の使用料は返還できません。

4 使用許可申請に必要な書類

- (1) 使用許可申請者の住民票（本籍地が記載されたもの）
- (2) 焼骨の保管を証する書類

現在の納骨先等	必要な書類	備考
自宅	火葬許可証	火葬日時が記載済みのもの。
市内の墓地，納骨堂	収蔵証明書	墓地，納骨堂の管理者に依頼してください。
	改葬許可申請書	
市外の墓地，納骨堂	改葬許可証	焼骨がある市町村に依頼してください。

(3) その他の書類

使用許可申請者と火葬許可証・収蔵証明書・改葬許可証の申請者が異なる場合は、承諾書やその関係がわかる戸籍等が必要になることがあります。

裏面に続く→

5 使用許可申請から納骨までの流れ

使用許可申請書等提出	受付後、使用料の納入書を送付します。
↓	
使用料の納入	納入確認後、使用許可証と納骨袋を送付します。
↓	
納骨袋に焼骨等に移し替え	納骨日までに移し替えてください。
↓	
納骨	当日は使用許可証もお持ちください。

※納骨袋に副葬品（位牌や写真等）を入れることはできません。

※骨つぼや骨箱、骨箱カバーの処分を希望する場合は、ご持参ください。副葬品（位牌や写真等）は処分できません。

※納骨は、準備などの時間も含めて20分以内でお願いします。

※お花、お供え物、燭台、線香立てなどは必要に応じてご持参ください。納骨終了後は全てお持ち帰りください。

※納骨日は、天候等の状況により変更することがあります。

6 注意事項

収蔵した焼骨等は返還することができません。

7 その他

(1) 納骨できるのは旭川市が定める日とし、時期は概ね5月～10月です。

(2) お亡くなりになった方の氏名等の情報を、休憩所に設置しているパソコンで閲覧することができます（公開に同意した方に限ります。）。

8 問合せ

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 総合庁舎6階

旭川市 市民生活部 市民生活課 市民生活係

電話番号 0166-25-5150（直通）

9 旭川市共同墓の場所（略図）

